

国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議 委員名簿

令和6年6月25日
(敬称略)

○学長選考会議規程第2条第1項第1号委員（経営協議会委員）

井手 慎 司

上 本 伸 二

木 本 芳 樹

小 出 英 樹

○学長選考会議規程第2条第1項第2号委員（教育研究評議会評議員）

久 保 加 織（教育学部長）

能 登 真 規 子（経済学部長）

市 川 治（データサイエンス学部長）

深 谷 良 治（データサイエンス・A I イノベーション研究推進センター長）

<参考>

●国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議規程（抜粋）

（組織）

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる者(以下「選考会議委員」という。)をもって組織する。

- (1) 経営協議会委員（本学の役員又は職員以外の委員）4人
 - (2) 教育研究評議会評議員4人
- 2 選考会議委員が学長候補者として推薦された場合は、選考会議委員を退かなければならない。
 - 3 選考会議委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとする。

●国立大学法人法（令和4年改正）（抜粋）

（役員の任命）

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

- 2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の選考により行うものとする。
 - 一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
 - 二 第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者
- 3 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 5 この条に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

（教育研究評議会）

第二十一条 国立大学法人に、当該国立大学法人が設置する国立大学ごとに当該国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
 - 一 学長
 - 二 学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、学長又は当該大学総括理事）が指名する理事
 - 三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者
 - 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長（当該国立大学に係る大学の長としての職務を行う大学総括理事を置く場合にあつては、当該大学総括理事。次項及び第五項において同じ。）が指名する職員
- 3～6 （略）